

石岡市地域防災計画(第4編 航空災害対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 石岡市の航空状況

市には、公共用ヘリコプター発着場として7箇所が指定されており、緊急時の活用に使われている。県には市のほかにも合計で132箇所の公共用ヘリコプター発着場が存在し、市の周辺にも多くのヘリコプター発着場が存在する。

県の上空は、民間飛行場（成田・羽田）のほか自衛隊（百里）の航空管制が設置されており、ヘリコプターの運行状況も考慮すると、航空災害に対する対策が必要な地域であると言える。

表 4-1-1-1 ヘリコプター離着陸可能場所一覧

名 称	所 在 地	電話番号	責任者
柏原池公園	石岡市鹿の子3-9950	0299-23-1111	石岡市長
石岡運動公園	石岡市南台3-34-1	0299-26-7210	石岡市長
染谷野球場	石岡市染谷1646	0299-23-1111	石岡市長
小井戸運動広場	石岡市小井戸609	0299-23-1111	石岡市長
井関農村公園	石岡市井関1057-2	0299-23-1111	石岡市長
八郷総合運動公園	石岡市野田600	0299-43-6884	石岡市長
筑波山スカイライン第3駐車場	石岡市小幡2133-7	0299-23-1111	石岡市長
茨城県フラワーパーク	石岡市下青柳200	0299-42-4111	茨城県知事
茨城県畜産センター	石岡市根小屋1234	0299-43-3333	茨城県知事

出典：茨城県地域防災計画から抜粋

第1章 災害予防計画

第2節 航空交通の安全のための情報の充実

1 安全確保情報伝達体制の確保及び活用----【水戸地方気象台，空港事務所，航空運送事業者】

空港事務所及び航空運送事業者は，航空交通の安全に関する各種情報を適宜共有するものとし，また，過去における航空災害の原因や対応等を取りまとめ，非常の際に役立てられるよう整理保存に努めるものとする。

また，水戸地方気象台は，航空機の安全に係る気象，地象及び水象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

2 航空交通の安全情報の収集-----【石岡市(総務部)】

航空交通災害は，一度発生すると重大な災害になる可能性が高く，又，市の周辺上空は多くの航空交通の交通路となっているため，市は非常の際に備え，航空に関する安全情報の収集に努める。

第1章 災害予防計画

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備-----【石岡市(総務部)】

(1) 情報の収集・連絡

市は，大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に備え，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなど，体制の整備を推進するものとする。

なお，緊急時の体制は，夜間，休日の場合等においても対応できるよう整備を図るものとする。

また，県や空港管理事務所，航空運送事業者との連絡体制及び民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

市は，発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整えるものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については，第2編震災対策編第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【石岡市(各部)】

市は，実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに，市の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して，職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【石岡市(総務部)，茨城県，空港事務所等】

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，市は，県や空港事務所等との間に，応急活動及び復旧活動に関し，相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

市においては，既に以下の協定を締結しており，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村間)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急、消火活動への備え-----【石岡市消防本部】

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材及び車両等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え-----【石岡市(保健福祉部)、医療関連機関】

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第2編震災対策編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え-----【石岡市(都市建設部)、道路管理者、整備業者】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第2編震災対策編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【石岡市(市長公室)】

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、予め計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施-----【石岡市(総務部)】

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

石岡市地域防災計画(第4編 航空災害対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 発見者の対応-----【発見者】

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

イ 石岡市の対応-----【石岡市(総務部)】

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。

また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

図 4-2-1-1 航空事故時の連絡先（民間機の場合）

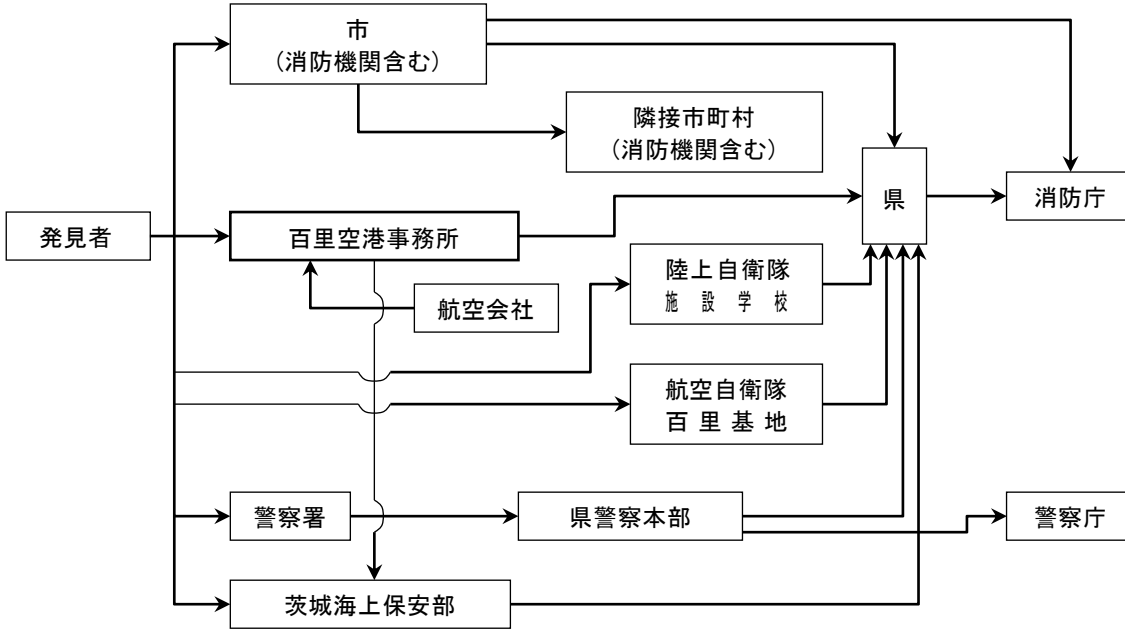


図 4-2-1-2 航空事故時の連絡先（自衛隊機の場合）

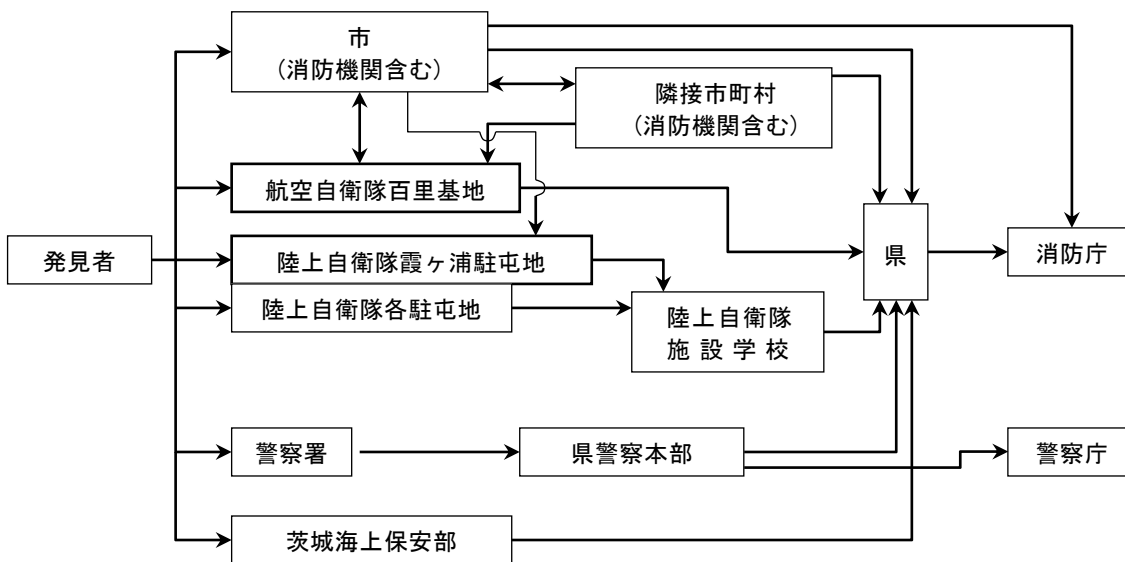


表 4-2-1-1 連絡先一覧表

機 関 名	担 当 部 署	電 話 番 号	
		日 中 ・ 平 日	夜 間 ・ 休 日
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527	宿直室 03-5253-7777
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運航情報官	0299-54-0672	同左
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304	同左
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線236, 237	同左 内線302
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410	同左 内線2302
航空自衛隊第7航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231	同左 内線215
茨 城 県	消 防 安 全 課 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2896 029-301-2885	同左
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751	同左(総合当直)
石 岡 市	総務部防災危機管理課	0299-23-1111	同左
石 岡 市 消 防 本 部	警 防 課	0299-23-0119	同左

(3) 応急対策活動情報の連絡-----【石岡市(総務部)】

市は、航空災害発生時には、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県や空港事務所等と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第2節 活動体制の確立

1 石岡市の活動体制

(1) 職員の招集体制区分の基準及び内容

職員招集の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

表 4-2-2-1 活動体制区分

体制区分	基準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、又はその他の状況により総務部長が必要と認めた場合	災害対策連絡会議を設置する。
非常体制	航空事故により多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長（本部長）が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員招集体制の決定-----【石岡市(総務部)】

〈警戒体制〉

航空事故情報、被害情報等に基づく県及び防災関係機関の報告をもとに、総務部長が職員の招集区分の決定基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

〈非常体制〉

県及び防災関係機関の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。

また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 4-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の招集-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【石岡市(総務部)】

〈災害対策連絡会議設置基準〉

ア 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合

イ その他総務部長が必要と認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

ア 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合

イ その他市長が必要と認めた場合

〈招集基準との対応〉

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準と招集基準との対応は、第2編震災対策編第2章第1節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【石岡市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の内から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。

イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること。

(6) 災害対策本部等の組織, 設置の決定及び本部の設置等-----【現地災害対策本部】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 広域的な応援体制-----【石岡市(総務部), 茨城県, 隣接市町村, 自衛隊】

航空災害時の主な対応は, 県との密接な連絡体制下において行う。航空災害発生時の県の活動体制については, 茨城県地域防災計画を参照のこと。

なお, 市内において航空事故による災害が発生し, 自力による応急対策等が困難な場合, 第2編震災対策編第2章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて, 迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに, 受入体制の確保を図るものとする。

第2章 災害応急対策計画

第3節 搜索, 救助・救急, 医療及び消火活動

1 搜索活動-----【石岡市消防本部, 茨城県】

発災時の搜索活動に関しては, 県の事務として, ヘリコプターその他を活用して行う。市及び消防機関は, 災害の状況により, 多様な手段を活用して, 県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

2 救助・救急及び消火活動-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

消防機関は, 速やかに火災の発生状況を把握するとともに, 化学消防車, 化学消火剤等による消防活動を重点的に実施し, 必要に応じて地域住民及び旅客等の生命, 身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため, 警戒区域を設定するものとする。

また, 市は, 必要に応じて, 隣接市町村に応援を要請するものとする。

3 資機材等の調達等-----【石岡市(総務部), 災害対策本部】

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は, 原則として, 当該活動を実施する機関が携行するものとする。

なお, 市は, 必要に応じ, 民間からの協力等により, 救助・救急活動のための資機材を確保し, 効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動-----【石岡市(保健福祉部), 石岡市消防本部, 医療関連機関】

発災時には, 医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから, 第2編震災対策編第2章第4節第5「応急医療」に準じ, 関係防災関係機関との密接な連携の下に, 医療機関及び各救護所の設置, 応急処置の実施, 予め指定した医療機関への搬送及び応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また, 被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は, 第2編震災対策編第2章第5節第2「避難生活の確保, 健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 避難指示・誘導

1 避難指示・誘導-----【石岡市(総務部)】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、第2編震災対策編第2章第4節第2「避難指示・誘導」に準じて実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保-----【石岡市(総務部, 都市建設部), 石岡警察署】

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、市は、警察に対して緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

市は、警察と協力して被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編震災対策編第2章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動-----【石岡市(総務部, 市長公室), 放送事業者, 通信社, 新聞社】

航空災害の状況, 安否情報, 医療機関などの情報, それぞれの機関が講じている施策に関する情報, 交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を, 放送事業者, 通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際, 聴覚障害者に対する広報は, 正確でわかりやすい文書や字幕付き放送, 文字放送等によるものとする。

伝達項目を下記に示す。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示等の発令及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応-----【石岡市(総務部)】

市は, 必要に応じ災害発生後, 速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置, 人員の配置等の体制整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

1 遺族等事故災害関係者の対応-----【石岡市(総務部), バス会社等】

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し、適切に対応するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第8節 防疫及び遺体の処理

1 防疫及び遺体の処理-----【石岡市(保健福祉部, 生活環境部), 茨城県, 医療関連機関】

発災時の防疫及び遺体の処理については, 第2編震災対策編第2章第7節第5「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第6「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとし, 特に, 遺体の一時保存及び検視場所の設置, し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。